

ストレスチェックの受検について

労働安全衛生法の一部を改正する法律により、年1回以上全ての従業員に対するストレスチェックの実施が義務づけられております。

昨年も実施しておりご理解いただけていると思いますが、再度ストレスチェックとは何かを簡単に説明しておきたいと思います。

1. ストレスチェックとは何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（4択）に皆さんに記入していただき、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。

2. 何のためにやるのですか？

皆さんのが自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、職場環境の改善を通して、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

このストレスチェックの受検は、皆さん自身のストレスへの気づきを目的とするものであり、メンタルヘルス不調者の発見を目的としたものではありません。

3. どのような方法で受検をするのですか？

社内連絡HPから職業性ストレス簡易調査表（57項目）回答用紙（エクセルファイル）をDLしていただき、回答後CSVファイルに変換し本社にメールで返信していただきます。

なお、社内連絡HPにアクセスする環境がない、若しくはエクセルのソフトがない、又は本社にメール添付して送信する環境がない、などの場合には、紙面により回答していただき回答用紙を本社に郵送していただきます。

メールでの対応が不可能な場合には、早めに業務担当に連絡してください。

本社内及び事業所内勤務者については、ファイルサーバーに保存されているアプリから回答してください。**<¥¥Ktdsvh02¥ストレスチェック¥受検者回答用アプリ.exe>**

4. いつ実施するのですか？

実施は7月27日から8月31日までの予定です。

5. ストレスチェックの実施者は誰ですか？

ストレスチェックの実施者は産業医であり、産業医の指揮のもと、調査表の配付・回収・集計・受検者との連絡を、実施事務従事者として管理部が行うこととなっております。よって受検結果は、本人の同意がない限り会社に通知されることはありません。

以上、ご協力お願いいたします。

ストレスチェック実施者 産業医 鈴木俊一 医師
実施事務担当者 管理部 磯野・中村